第5号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 20002 号

株式会社　住共クリエイトサービスセンター
代表取締役社長 村上　弘 様

新居浜市長　古 川　　拓 哉

令和8年8月31日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定により、次のとおり許可します。

許可の年月日　　令 和 8 年　9 月 2 6 日
許可の有効年月日　　令 和 1 0 年　9 月 2 5 日

事務所及び事業場の所在地	新居浜市磯浦町１６番５号 新居浜市磯浦町乙３６６番１８ 新居浜市磯浦町乙１９３番９、１２
事務所及び事業場の名称	株式会社　住共クリエイトサービスセンター
業　の　種　類	処分業（中間処理）
廃 棄 物 の 種 類	ごみ
営　業　の　区　域	愛媛県内
積替え・保管の有無	有
許可の変更の状況	
条　　件	業務の実施に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、市の指令等を遵守すること。

20002株式会社　住共クリエイトサービスセンター

一般廃棄物処理業（処分業）の許可に関する指示事項

1　一般廃棄物処理業許可証で、産業廃棄物を取扱ってはならない。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条・第７条参照）

2　許可された廃棄物の種類以外の廃棄物を取扱ってはならない。

3　一般廃棄物処理業許可証を他人に転貸又は譲渡してはならない。

4　一般廃棄物の処分に係る関係法令を遵守すること。

5　許可の更新手続きは、許可期間の満了前３０日までに申請すること。

6　許可申請事項に変更が生じた場合は、必ず変更許可申請書を市長に提出すること。